

熊本機能病院面会規程

第1条（目的）

本規程は、入院中の患者と家族等との面会が、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持に資するとともに、円滑な退院支援を行う上でも重要であることに鑑み、熊本機能病院（以下「当院」という。）における面会に関する基本事項を定めるものとする。

2 当院は、患者の療養環境及び院内感染防止等に配慮しつつ、正当な理由なく家族等による面会を妨げることをないよう努めるものとする。

第2条（面会時間等）

面会時間は、原則として毎日14時から19時までとする。

2 面会者は、面会の際、病棟サービスステーションに申し出るものとする。

3 面会の実施にあたっては、事前に患者本人の意向を確認する。患者本人が面会を希望しない旨を申し出ている場合は、その意思を尊重するものとする。

4 面会は、患者の療養上の負担及び他の患者の療養環境に配慮し、原則1時間以内で行うものとする。

5 面会は、原則としてデイルームを利用するものとする。ただし、患者の病状、身体状況その他の事情によりデイルームでの面会が困難な場合は、この限りでない。

6 プライバシーの確保その他の事情により必要がある場合は、面会室等を利用することができる。

第3条（面会人数等）

面会人数及び面会時間は、患者の病状、病棟の特性、感染症の流行状況、療養環境その他の事情を考慮して定めるものとする。

2 当院は、必要に応じて、面会人数、面会時間その他の面会方法について基準を定めることができる。

第4条（面会者の遵守事項）

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 面会の際は、病院職員の案内及び指示に従うこと。
- (2) 他の患者の療養及びプライバシーを妨げないこと。
- (3) 病院内では、大声での会話その他、他の患者の療養環境を損なう行為を行わないこと。
- (4) 病院が定める面会場所及び面会方法を遵守すること。
- (5) 患者の病状、治療及び療養上必要な事項については、病院職員の指示に従うこと。

第5条（衛生管理及び感染対策）

面会者は、院内感染防止及び安全な療養環境を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 発熱、咳、嘔吐、下痢その他の感染症が疑われる症状がある場合は、面会を控えること。
- (2) 病院が必要と判断した場合は、マスクの着用、手指衛生その他の感染対策を行うこと。
- (3) 病棟内での飲食は原則として行わないこと。ただし、病院が認めた場合についてはこの限りでない。
- (4) 衛生管理及び患者の安全確保の観点から、ペット、生もの、生花その他病院が不適切と判断する物品の持込みは控えること。

第6条（面会の制限）

当院は、次の各号のいずれかに該当する場合、患者の病状、感染状況、病棟の運営状況その他の事情を考慮し、面会を制限、中止又は延期することができる。

- (1) 感染症の流行等により、院内感染防止のため必要がある場合
- (2) 患者の病状又は治療上、面会を控えることが適切と判断される場合
- (3) 他の患者の療養環境又は安全を確保するため必要がある場合
- (4) 面会者が当院の面会上のルールを遵守しない場合
- (5) その他、病院長が必要と認める場合

2 前項により面会を制限する場合においても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう、患者の病状、家族等の状況及び面会の必要性等を考慮し、可能な限り柔軟に対応するものとする。

3 感染症の流行等による面会制限については、感染状況その他の事情を踏まえ、病院長又は病院長が指定する者が決定するものとする。

第7条（時間外及び緊急時等の面会）

面会時間外の面会については、患者の病状、面会者の事情その他の状況を考慮し、主治医及び病棟責任者が必要と認めた場合に限り、個別に対応することができる。

2 患者の急変、緊急手術、看取り、治療に関する重要な意思決定が必要な場合その他これらに準ずる場合で、当院から家族等の来院を依頼するときは、第2条及び第3条に定める面会基準によらず、個別に柔軟な対応を行うものとする。

第8条（患者の意思及び個人情報の取扱い）

患者の個人情報及びプライバシーを保護するため、面会者から入院患者に関する問い合わ

せがあった場合は、当院の定める個人情報保護に関する規程等に基づき対応するものとする。

2 当院は、患者の安全及び個人情報保護のため、必要に応じて面会者の本人確認、患者との関係等の確認を行うことができる。

第9条（撮影、録音等）

院内における写真撮影、動画撮影及び録音については、他の患者及び職員のプライバシーに配慮し、当院が定める方法に従うものとする。

2 他の患者、職員その他第三者の同意なく、写真、動画等を撮影し、又は SNS 等へ掲載する行為を行ってはならない。

第10条（迷惑行為等への対応）

面会者は、他の患者、家族等及び職員に対する暴言、威圧的な言動、無断撮影その他、院内の秩序又は安全を損なう行為を行ってはならない。

2 前項に該当する行為があった場合、当院は面会を中止し、又は以後の面会を制限することができる。

附 則

制定日 令和8年6月1日

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

この規程は、令和8年9月18日第2条面会時間の変更に伴い改定する。